

平成 28(2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日)年度事業報告

自平成 28 年（2016 年）4 月 1 日
至平成 29 年（2017 年）3 月 31 日

基本方針について

2011 年 3 月 11 日に発災した東京電力福島第一原子力発電所の事故収束作業は、未だ高濃度の放射線汚染水や瓦礫 処理等の問題が処理しきれず、本題である燃料デブリの取出しや廃炉化に向けた事業が進展していないが、当法人では そうした長期的な事故収束作業に対する様々な提案をはじめ、研究・研修・啓発事業を関係各部署との連携のもと積極的に推進した。

そうした事業に当たっては、当法人の基本的立場「原発事故の収束作業に当たる若い世代の放射能被曝を軽減するため、比較的被曝の害の少ない退役技術者・技能者を中心とする部隊が長年培った経験と能力を活用し、現場に赴いて行動する」を堅持して推進し、政府等関係機関に対しても、事故収束事業に当法人を受入れる体制の整備を要請した。

具体的事業について

1. 福島第一原発構内および周辺環境放射線等モニタリング事業

(1) 前年度に引き続きモニタリング作業にかかわる安全・衛生管理体制の整備に努めた。

(2) 被災自治体の双葉郡川内村および楡葉町との間では環境放射線モニタリング作業にかかわる「覚書」を締結しているが、本年度も同様の覚書を両・町村と締結し、「覚書」に基づき、両・町村民の要請に応じて個人住宅の室内および敷地 内の空間線量測定を測定するとともに、依頼先にはその報告を行った。

(3) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、川内村・楡葉町との「覚書」に基づいて行われたモニタリング活動は 1 軒のみであった。

2. 国・福島県の設置機関「除染情報プラザ」に対する専門家派遣事業

平成 26 年(2014 年)度事業を継続し、国・福島県の設置機関「除染情報プラザ」と交流を掲げたが要請はなかった。

3. 研修事業

本年度は原子力発電所の再稼働が続くなかで「放射線被爆に備えよう」を合言葉に“シンポジウム”を2回開催した。

一回目は平成28年(2016年)10月29日に東京・日比谷の「星稜会館」で「シンポジウム 放射線被爆に備えよう 東京電力福島第一原子力発電所の事故から学ぶ」を開催した。講演者に事故当時福島県川内村の総務課長であった井出寿一氏を迎えて事故当時のことを映像を交えてお話いただいた。パネル討論では伊藤邦夫(公益社団法人福島原発行動隊理事)、竹岡健治氏(神奈川県横浜市栄区の放射線を測る会)、守田敏也氏(ジャーナリスト)、山田英雄氏(ロシアご医療通訳)では活発な討論を繰り広げた。なお、ファシリテーターは吉田悦子氏(ジャーナリスト)、総合司会(MC)は青田いずみ氏(女優・元文化座)をお願いした。

二回目は平成29年(2017年)3月19日に大阪・梅田の「うめだ総合生涯学習センター」で「東京電力福島第一原子力発電所事故から6年 教訓を学び放射線被爆に備えよう」と題して行った。講演は「原発事故ではどのような被害／災害が起きるか」について伊藤邦夫氏(当法人理事)と元日本原子力発電会社の理事で福島県富岡町で被災された北村俊郎氏、次いで井出寿一氏(元福島県川内村の総務課長)、上岡直見氏(環境経済研究所代表)、藤原守氏(元大阪大学准教授、同大学核物理研究センター協同研究員)が「あの時、現場では」「原発事故時の避難計画を検証する」「放射線物質はどのように拡散するのか」をそれぞれ述べた後、会場の質問に答えながら語り合いを行なった。

4. その他の活動

(1) 「行動隊」の当初の目標であるシニアメンバーが収束事業に参画できるようにするための後ろ盾となる法律をめざして立法化活動を始めた。事故発生時に救援活動を行う「レスキュー隊」の組織、救援要員の育成・訓練活動等に対する公的支援を謳った法案をまとめ、議員立法を推進する議員を超党派で得るべく院内活動を進めている。

(2) 広報宣伝並びにリクルート事業

SVCF 院内集会は、第51回から第56回まで6回主催し、当法人の活動主旨を多くの人びとに理解していただき賛同者の拡大に成果を上げた。また、参議院議員会館での開催ということで、国会議員(含、秘書)の多数の出席を得て、その後のロビー活動に貢献した。

『SVCF 通信』を月に一回のペースで発行し、そのつど国会議員全員に届けている。第87

号まで到達した。

(3)「花供養」

平成 29 年 3 月にいわき市久之浜で行われた「花供養」に献花し、岡本理事が「行動隊」の代表として参加した。